

### 【注意事項】

1. 申請書は先着順に審査します。
2. **予算の上限に達した場合、年度途中で終了することがあります。**(予算の上限に達した日に複数到着した場合は抽選で補助対象者を決定いたします。)
3. 受付終了等は、ホームページにてお知らせします。**申請前に、ホームページが電話でご確認ください。**
4. **要支援・要介護の方は対象外です。**要支援・要介護の方は、「介護保険による住宅改修費の支給制度」をご利用ください。
5. 提出書類は控えのコピーをとり、お手元に保管してください。
6. 申請書の受付・審査等は住宅政策課で行いますが、各福祉課窓口で申請書をお預かりすることも可能です。その際は書類一式を封筒に封入し提出してください。なお、提出書類の内容確認は福祉課窓口では行いませんので、予めご了承ください。

## 6. 交付申請時の提出書類

【提出書類】	注意事項
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号)	・補助対象者が申請者となること
<input type="checkbox"/> 工事見積書の写し	・会社名、住所、電話番号の記載があるもの ・工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの
<input type="checkbox"/> 工事予定箇所の写真(参考様式)	・申請する工事予定箇所のすべて ・手すり、取り付け位置を写真に明示すること(手書き可) ・段差解消は、段差にメジャー等を当てること ・既設洋式便器のかさ上げは、メジャー等を入れて工事前後の変化がわかるようにすること
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書(別紙1)	・世帯全員の同意 ・ <b>自筆の署名か、それぞれ異なる押印</b>
該当する場合のみ提出	【提出書類】
手続きを委任する場合	<input type="checkbox"/> 委任状(別紙2) ・申請者(委任する人)の押印(代理受領委任状と同じ印鑑)
借家の場合	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書を複写したもの <input type="checkbox"/> 住宅改修に係る承諾書(様式第2号) ・住宅の所有者の押印

※申請書の入手方法は、ホームページからダウンロードまたは住宅政策課にお尋ねください。

## 7. 工事完了時の提出書類

実績報告締切日: 令和9年2月26日

【提出書類】	注意事項
<input type="checkbox"/> 完了実績報告書 兼 補助金交付請求書(様式第7号)	
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書等の写し	・注文書と請書の写しも可 ・口頭契約を交わし、契約書等の書面が無い場合は補助金の交付対象外
<input type="checkbox"/> 費用の支払いが確認できる書類	・領収書の写し等
<input type="checkbox"/> 工事完了箇所の写真	・申請した全ての工事完了箇所の写真
該当する場合のみ提出	【提出書類】
工事の合計金額から補助金分を引いた金額を施工業者に支払う場合	<input type="checkbox"/> 代理受領委任状(様式第11号) ・申請者(委任する人)の押印(委任状と同じ印鑑)

熊本市 住宅政策課(市役所9階)  
〒860-8601  
熊本市中央区手取本町1番1号  
TEL:096-328-2989

高齢者  
バリアフリー  
ホームページ



申請要領 ▶



# 高齢者住宅バリアフリー化改修費補助

令和8年度  
(2026年度)



熊本市  
Kumamoto City

65歳以上の方の  
バリアフリー化費用の  
一部を補助します。

【表1】

世帯種別	世帯の65歳以上の方全員の合計年収
満65歳以上の方が 1人いる世帯	「総所得220万円未満」または、 「年金収入＋その他総所得」 = 340万円未満
満65歳以上の方が 2人以上いる世帯	「総所得220万円未満」または、 「年金収入＋その他総所得」 = 463万円未満

## 1. 補助対象者

次のすべてに当てはまる方が対象です。

- (1) 熊本市に住所を有し、補助対象住宅に居住していること
- (2) 申請者が満65歳以上であること
- (3) 世帯の全員が介護保険法による要支援又は要介護認定を受けていないこと
- (4) 世帯の65歳以上の方全員の年収が表1に定める年収であること。
- (5) 市税を滞納していないこと
- (6) 世帯の全員が熊本市暴力団排除条例の規定に該当しない者であること

## 2. 補助対象住宅

申請者が自ら居住する熊本市内の既存の住宅で、持家・借屋を問いませんが、借家の場合は所有者が承諾していることが必要です。

また、共同住宅の共用部分は対象外となり、併用住宅は居住の用に供する部分のみが対象になります。

対象住宅
① 一戸建ての住宅
② 長屋建ての住宅の一住戸
③ 共同住宅の一住戸
④ 店舗等併用住宅

## 3. 補助対象工事

補助対象者が行う、表2のバリアフリー改修工事。

※ 対象工事ごとに、補助対象とできる内容が限定されるので、詳細を補助申請要領で確認して下さい。

- 例) 段差の解消のためのスロープ設置は幅1mまで  
例) 便器の取り替えとは、和式を洋便器にする取り替え



対象工事
① 手すりの取り付け
② 段差の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は、通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器などへの便器の取替え等
⑥ ①～⑤の工事に付帯して必要な工事

※詳細は補助申請要領(マニュアル)参照

## 4. 施工業者の要件

熊本市内に本社、支店、営業所などを有する中小企業者または個人事業主であること。(表3参照)

※口頭の契約では、補助金の交付はできません。

※資本金と従業員の数のいずれかの要件に該当するものが中小企業者

業種	中小企業者	
	資本金	従業員の数
建設業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

## 5. 補助金額

バリアフリー改修工事に要する額(補助対象額)に以下の世帯種別の区分に応じた補助率をかけた額と、補助上限額のうち、少ない額が対象になります。

※千円未満の端数は切り捨て

※1世帯につき補助上限額に至るまで複数回申請可

世帯種別	補助率	補助上限額
市民税非課税世帯	2/3	12万円
上記以外の世帯	1/3	6万円

(例)市民税非課税世帯で工事費が15万円の場合  
15万円×2÷3=10万円 → 補助金額は10万円

申請者

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 工事見積書の写し(工事箇所ごとの仕様、数量及び工事費が明記されたもの)
- ③ 工事予定箇所の写真(工事内容を記載したものを含む)
- ④ 住民基本台帳、介護保険認定情報及び税務情報の閲覧および熊本県警察本部への照会に対する同意ならびに暴力団の排除に関する誓約書(別紙第1)

・申請事務を委任する場合

- ⑤ 委任状(別紙第2)

・借家の場合

- ⑥ 賃貸借契約書の写し
- ⑦ 住宅改修に係る承諾書(様式第2号)

交付決定前に工事契約や工事着工をした場合は補助金交付できません

補助金交付決定通知書(様式第3号)

- ⑧ 完了実績報告書兼補助金交付請求書(様式第7号)
- ⑨ 工事請負契約書等の写し
- ⑩ 費用の支払いが確認できる書類(領収書の写し等)
- ⑪ 工事完了箇所の写真(第8条に基づく交付申請時に撮影した写真と同一の角度で撮影し、工事内容を記載したもの)

・借家の場合

- ⑫ 代理受領委任状(様式第11号)

補助金額確定通知書(様式第8号)  
補助金交付

市